









親行

貞純親王  
經基王  
滿政  
忠重  
定宗  
重宗  
重時

清和源氏

滿仲

使

從四下 又号村野大夫  
治了女浦号島

從四下  
刑了本浦

從五下  
駿河守

從五下  
佐渡守

從五下  
大和守

判官  
世人号無髮



季遠

平忠盛朝臣青侍  
安木守

光遠

從五下  
豐前守 改李

光行

大監物從五下  
大和河内守

親行

從五下  
或了承

季行

左門尉  
藏人而難色



魚名

就駕取  
藤嗣  
貞直  
春茂  
弘頼  
親明  
親賢  
親信  
親忠

左京大夫 從五下

右馬助 從五上

藏越前大掾

從五上  
内匠从  
中宮大進

從四下  
佐理木吏

從五上  
佐渡守木吏

從五下  
縫殿助

安木  
筑後  
根津守

親弘

女子  
俊成卿室

親長

皇后大進  
大舍人

忠弘

八條院判官代

白川院主典代

力親房子

使  
從五下  
左門尉  
号源大夫判官

養子  
孝行  
肥後守  
從五下  
筑前守  
建礼門院美乃

歌人十載作者  
俊鳥羽院北面



順徳院

善統親王

無品 出家

尊雅王

源善成

河海抄序

光源氏物語ハ寛弘のつゝ京に於て著し康和乃末に成り海  
 國に於て著し世に於て著し物に於て著し枕詞に於て著し  
 和歌の中に中納言定家の巻に於て著し雅義と云はれて奥入と  
 云はれて大監物光朝の巻に於て著し口傳を抄して水原と号す  
 志守河内の巻に於て著し伏見仙院坊に於て著し時阿闍梨と云  
 たりと云はれて著し福原のから海軍と云はれて著し後  
 醍醐院法位乃げりかの梨壺に於て著しおほきと云はれて著し  
 ちと云はれて著し倒と云はれて著しちと云はれて著し  
 み十帖を海人せりゆき河内に於て著し先師志守細長七の好れ  
 と云はれて著しと云はれて著し丸と云はれて著しの中は標よ  
 願問と云はれて著しと云はれて著し秘説と云はれて著し  
 願問と云はれて著しと云はれて著しと云はれて著しと云はれて著し  
 と云はれて著しと云はれて著しと云はれて著しと云はれて著し



一義存あり桂とありをとゆかひし者より推りしは包ら  
てしつらわらひゆりつるまきくまきりし神乃父のうらぬかりたを  
つらしてしつらき乃義の流よりしつらんしとつらつらむむこ  
とこ乃ゆつ中葉れを包らにありいくなんなくゆりつらむ  
まら前條の海をくまきりむらた河さなとまきくまきとのつか  
羅志子乃松れ人しきぬと乃義をりつらひくまきりふ行そ  
乃萩のなりつらひんまかひくまきりありありそ二十巻こゆ必  
つまき河海抄といぬりより忘の書とむしひを枝の書  
かひつらまきあさくんスナナク窠まけら河さなりとらつらむむ  
れと温て河さくまきとつらなつらとまきむくまきふいけ  
くまき河海抄といふとまき也

河海抄卷第一

正六位上物語博士源惟良撰

料簡

世物語れかありり流ありつらと西又た大臣安和二年を  
掌権師又た遷をまき流く友武部おゆりむらむらそ  
まらてつら水とまきつら比大弐院選子内親王  
村上女十文と上東院先  
けつかちち若あひやゆとつらひ申しと流つらようか行りや  
乃あれとれ流はれむらむら河さくつらつらつらつらつら海  
つらまきよう武平まおほとられつら石つら寺小通夜つらこ乃  
事といのり申にたつらつら八月ま夜の月湖ありつらつらつら  
とつらつらつらつら物語の風情つらつらつらつらつらつらつら  
やつら佛ありありける大般若の初巻とむらむらにけりつらつら  
つらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつら















續拾遺集

權中納言後忠

たふあ清らんの感もつらつらりうらつらとにほから月影  
こもれぬ松をせ乃春にころしどひつらふれ感もつら向や  
うなりところんとすこころり

典侍親子納言

あつらりし袖とちふ梅しつらふくさし暁のそ  
う紀舟乃志少盤あつとむよりこころよふせのあは  
わつらりし白ひの志ふけるあやこつららり

新古今集

前左衛門右大臣

白あ乃なきせとまけしもの葉やしのくむつらあ  
續あ今集

太上天皇 後醍醐天皇

袖乃志やな瓜のころらん橘のあつらふくさつら夜もれ浮み

小侍候

うらわらまきらりつらあつらひくさつら袖もつらあのを

光後朝臣

ころはらりきれあつらあつらふくさつら中川の里

右衛門少輔

あつらひの波乃志あつらあつらし浦よりとられをの松風  
是等にはれんをさつらつら也新古今集 詞をさつら新古今にしり乃

ひとなつら夜あつらあつらりしあつらに感もつらあつられぬ  
わらあつら左の月れり志とらあつらつら續古今になまこ  
なあつらつら志のあつらつらあつらあつらあつらあつらあつら  
物語のころあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら  
を代集しあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら  
らあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら  
也つらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら



つとむるにふしとて記ふ人也このとらへりむ和字の奥に  
なるもの也

光源氏物語卷一 相垂

相垂ハ淋糸舎也此所曹司よりなりて光源氏の母法皇  
所と相垂更衣といふ仍巻末をり一若垂前載詞よりお  
りつかとむさいのゆりなりあり定載奥入云或説は巻八奥端  
有相垂之前載若と是釋説也只一卷二若也相垂志心説  
垂お裁志異説也

いつま乃ほこ記りか

延喜の四時といひしそ木ほきう也河原院をたふしれ  
院鞍馬寺と小心のたふし寺といふも伊集集路とい  
つ目乃法時よりありとむ大馬と可とあけけりとは是木  
例歎法といはけりゆくとわしとむし日本紀下の後也  
一説おわし是は芳説也

世御更衣河もいゆりい給りゆらふ



延和御時衣冠のまゝに乃申に更衣周子の心服より高明の心子源  
氏姓と給ふ由也

醍醐天皇後宮

皇太后朱着村上下后藤原胡后穗子大政大臣 基短女

妃為子内親王光孝天皇女 贈後一位

同五位下藤原仁善子右大臣 定方女

同和香子右大臣定國女

更衣源封子

藤原鮮子侍女 从連永女 信明親之母

源園子

滋野幸子

同清子

平亮子

延和元年十一月六日賜姓

中宮藤原穗子同人曰女 從二位

女御三位源胡后和子同皇女 兼香殿女御

同能子元更衣同人女

同姫子兼明親之母

満子女

同淑姫源因明約長女

同正子

源柔子

同後子

源暖子

同周子号近江更衣 光大長高明母 右大臣源昌女

大納言源昇女重明親之母

右兵衛督敏相女源允明母

同采子

仲野親王女重明親之母

中納言兼輔女章明親之母

参議伊衡女源為明母

相壺帝後宮

薄雲女院光帝才曰皇女 私云光帝の女流等

兼香殿女御曰文母

女御宣治八文母 大臣女

後凉殿更衣

女御事

雄略天皇七年求稚媛吉備上道為女御是女御物也

漢初八十一女御あり周礼後漢書亦云あり

周礼曰女御叙於之燕寢以歲時獻切又云曰者妃百七人后一人夫人

弘徽殿太后二条太政大臣女 朱雀院一不之前女後母

廉京殿女前母後母 花友里上姉

相壺更衣贈後三位 兼香殿大納言女 六条院母

前尚侍賢本卷出家











異初上古少師少傅少保是云三孤又云三少三云之式也勛也副也  
故云亞相漢以來為御史大夫者時轉兼相依之有亞相之号而  
御史之職相當今之彈正其義卷老欽稱德天皇清寧暫  
改大納言為法史大夫是故大納言唐若稱御史大夫不可曰式也  
今日正負曰人お島位三位寛平為正二人權一人之後權官加増  
高倉御宇初為十人

けいこころいんいんのいんわぶゆ

後漢書云陽以博旋為法陰以不當為法

男の荀女の小向小信或謂也陰陽うつうつとふれし何妻賦を  
一妻室と小方と号はつ也名妃と株房と号はつとわじ  
に信治ふゆ人也

世のいんくつるやうらり いんか 白氏文集

おんいんくつるやうらり 依所或本 又音頼

いんくつるやうらり いんか

おんいんくつるやうらり いんか

おんいんくつるやうらり いんか

伊勢物語云いんくつるやうらりいんくつるやうらり

玉のいんくつるやうらり 毛詩曰建勳一末其人如玉又曰有女如玉

如玉者取其堅 而潔白也 何陽花作縣 宿浦玉為人 李太白或本 金子玉孫以意也 廢美詞 金玉ノ 字用事勿論也

玉人といふ廢美の詞也

いんくつるやうらり いんか

あつ玉といふ子也子と玉といふ人もも也日本紀云そと玉姫とのみこ

あつ玉といふ子也子と玉といふ人もも也日本紀云そと玉姫とのみこ

あつ玉といふ子也子と玉といふ人もも也日本紀云そと玉姫とのみこ

あつ玉といふ子也子と玉といふ人もも也日本紀云そと玉姫とのみこ

あつ玉といふ子也子と玉といふ人もも也日本紀云そと玉姫とのみこ



























大中納言女三后例

藤原高子 敬中納言長良女  
二条后

皇后文娥子 敬中納言濟時女

贈皇后延子 法興院入道宣  
白女又十時中納言

乙卯女為女御例

藤原元善子 光孝天皇女御  
中納言山蔭女

藤原和香子 同日天皇御  
女御將定國女  
藤原及女御

侍女為女御例

女御後三位橘井子 桓武女御  
後四位下入唐女

女御友原皇子 香陸院女御  
兼通女干時又宮内

女御藤原澤子 仁明女御  
紀伊守總陸女

女御贈皇后友原皇子 冷泉院女御  
安和元年  
十月七日為女御干時法興  
院宣白為人

女御藤原義子 宇多院女御  
養子店女

女御友原皇子 同日女御  
赤木友原長根女

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

女御藤原澤子 平 昇元 巧 論語 澤 詩

清和天皇右陽成院母后 元慶元年  
二月三后

三條院后

冷泉院女御

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

元慶元年

二月三后

三條院后

冷泉院女御

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子

女御友原皇子

女御藤原澤子



慈寧の令婦を侍らるる此二行者大同二年七月廿日衛門府侍衛士府又

以執員若号同左右執員府志侍府見藏員令

藏員令之内令婦注曰謂婦人年五位以上為内令婦五位上

妻曰外令婦也又後宮藏員令曰其外令婦准天位次故周礼曰内

令婦謂九嬪世婦也外令婦謂卿大夫之妻也

持げいの令婦は左大臣の令婦ハ六位也執員

為人となり婦人の六位以上を言ひつと内令婦といふ位以上

乃老れ妻を外令婦といふ令文也漢家又大槩概をいひつと内

令婦ハ九嬪世婦をいひつと内是は本朝をいひつと

礼記妻大礼注云世婦為内令婦卿大夫之妻為外令婦

毛詩注曰云侯夫人織纈純鄉之内子ハ大帯大夫令婦成祭

服士妻ハ朝服度士以下ハ各衣其妻

續日本記曰延暦二年春正月代宣朝是日勅内親日及外令

婦服色有限不得僭僭老老分庭皆令婦對院即儲皇白氏文集

東三条院女侍しありけり時融院しありけり

定尚しありけりしの令婦しありけり

東三条入道前橋政しありけり

玉しありけりしありけりしありけりしありけり

中しありけりしありけりしありけりしありけり

包しありけりしありけりしありけりしありけり

鳥羽しありけりしありけりしありけりしありけり

包しありけりしありけりしありけりしありけり

老而無妻者謂之鰥老而無男者謂之寡此四者天氏之窮也戸令曰

鰥寡孤獨注曰謂六十一以上而妻為鰥也五十以上而無夫為寡也十六

以下而無父為孤也六十以上而無子為獨也し更衣の母儀しありけり

し















せむしと雨くの名をさるるを多経り流りし乃ゆてめて  
お華はあつりつれとあつ物いものおふ秋のあつ成り  
とらうこのうごとも 詩言志す 永言とらり物也各別し他  
是ハ物とて秋とあつこめくしつら也

はらうのすうとて 朽言し枕あつあつしつ横也とらつ河東たの  
とらうとてしつふく一脱云枕子 本明月令んて

みりつら 是寒時ん乱 帝妃  
ちた人のすうとらうのつらうとらうとらうのつらう

指望衣女取金釵鈿合者折其半授使者曰为我谢太上皇謹献  
是物寻其好也 長恨帝妃 方士揚其妃とて金のわんとのうとらうとらうとらう

とらうゆとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう  
とらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう  
とらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう

大液芙蓉未央柳對此如何淚不墮 長恨帝

後成つ本ニ未央柳れ一句とらうとらうとらうとらうとらうとらう  
本の様とて親の云六条院の女玉ニ女ニ文を二月つらうとらう柳は  
とらうとらう人乃息を柳とらうとらうとらうとらうとらうとらう  
之会なるふとらうとらうとらう未央の柳是又いつらうとらうとらう  
とらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう

ちちつとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう

ちちつとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう

候一位 高極也 本は良をの風はたつとらうとらうとらうとらうとらうとらう  
はらうとらう

ちちつとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう  
ちちつとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう  
ちちつとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう











未考

いづりより紀と所ての故ておやを先の神を志し  
むら乃門のふりて傳むらして所て或風をくらり松語ササキと伝ヒバリ

耳言 万葉

楊子人妃せく後言京位を所り終へ事しこれと云

あやあつたゆふむしはんとたをさこくらや

阿くゆら朱養院れま坊朱養院のこまりあやうて

天孫まら明達意確如美年十有五立為皇太子 旧本本紀

神武天皇四十二年立神停若何耳尊ミミノミコト為皇太子

朱養院と云ふことなり

とらうちひくやうと云 兼一

よむとて更あらし 松世に世の今と云 世の字と云ふ今と云

かのれんこくは 松世に祖母と云 祖母 見テ今

源重之母のあはれに傳るはよしこのあつゆらと

のかりていそ事やと云このふいへと云はりあらし

こいひくゆられんあんの女乃よと傳す

おや乃親と云はまうらハハのくやう我子と云わあは

なまけりかり終へ ハハと云わあはと云はり終へ

皇子七歳御書始例

村上天皇 親之時 兼平二年二月廿二日

一条院 寛和二年正月八日

と乃ぬいひのけにかりと云

天物部等廿五部人同帝兵仗天降供奉 旧本本紀

物部氏の遠祖と云麻良神代兵を取て天孫天降時

出前と云ふ仍其子孫法の物部を依て武勇たを掌せり

そら後勇と云ハハのあて云ぬと云や 敵仇怨

かろく 最 又 又生 日平紀

秋の野 古今 ちあらしと云はりあらしと云はりあらしと云はりあらし



つらみとくしのきしやま井とてか 筆 柱附 蒼頡篇云 項耕及俗云衆乃古度

形似琴而短有十三弦 柱高 三寸 風俗通曰本秦也或曰蒙恬造橫

笛律書樂圖云音敵 和み 本也羌也漢張騫 使 西域昔傳一曲

風俗通曰武帝時立仲丘造或黃帝時伶造之

やま井とてくしのきしやま井とてか

こほくと 高麗人 應神天皇廿八年高麗王遣使朝貢

を乃ららにめししとくしのきしやま井とてか

寛平遺誠曰外蕃人必可召見者在簾中見之不可也

對耳李環朕已失慎之

おとし如遺誠去蕃客一也對一語ありしやま井とてか

とつとも之文中よりとつとも不被誠とてつもの詞本文也

とつとも之又ば外有別勅制と如何傳思とて文指に流ん

とつとも之あはくハ輒不可之文中といふ所合に仍去料

若取之不依文也

あつらふしよはつとつとも 職貞令曰玄蕃寮蕃客辭見謹

御餐 送 迎及在京夷狄監當館舎吏 謂 鴨館也

鴻臚館ハ玄蕃寮よりあり仍ハ寮政を鴨館と号とて玄人

遠也蕃ハ藩之遠藩より來朝の客と稱とつとも古來於此不

勃客餞とつとも詩句多之漢朝鴨館寺又以此名也ハ館延厝遷

都し始東西大宮被置し而弘仁より來鴨館為東寺贈弘法

大師 不空三藏鴨館ハ大典善寺之例也又大師之藏ノ再未ト云旁有寫式年 以西鴨館為西寺

贈修因僧都其後七条朱雀鴨館とて之墨之韓館舎於

其中也

漢書曰鴻臚寺周禮大行人中大史掌大賓之禮及大客之儀小行人

下大史掌邦國賓客之禮以措以待四方之使者至秦曰典客漢書

百官表曰典客素亦友掌諸侯服詔塞夷狄中二千石京師更若大







尸々... 背吾ねあり... 赴讀シモキタクノ下録サスラフ了

高麗人の河... 玄成西大和漢... 誦一回

博士

才才 伎伎 庄子庄子 或云...

案く和語... 博士

博士 天平二年始置文章博士

漢書曰明於古今温故知新謂之博士

聖德太子習内教於高麗僧慧慈... 博士

達矣 旧交布紀

職負令曰博士一人掌教授... 神龜五年七月五日勅

置律学博士二人大同三年二月四日格置記傳博士 永和元年三月八日格

傳記博士傳加文章博士二員員

い... 感情日本紀

やゆ... 和國おや

其... 縁

漂シヨウ昇シヨウ死シ 洋ヤウ文選 澹海濱日

礼記曰執シ伎シ事シ上者祝史射法醫卜及百工注曰

言伎謂此士也

宿曜 亦宿 九曜の...

弘仁五年遂下明詔男女都属... 初賜源朝臣姓其若男皆用一

源氏...

弘仁五年遂下明詔男女都属... 初賜源朝臣姓其若男皆用一

弘仁五年遂下明詔男女都属... 初賜源朝臣姓其若男皆用一

弘仁五年遂下明詔男女都属... 初賜源朝臣姓其若男皆用一



字其爵女同叙從四位 弘仁源氏平系序源順作

信 北近大尺 母廣井氏

弘 廣播大納言 母上毛野氏

常 東三条右大臣 母飯高氏

寬 四條大納言 母安倍氏

明 橫河宰相 母月堂大尺

貞姬 三四位下 母布勢氏

潔姬 忠仁公室 母壹麻氏

金姬 高侍 母潔姬

善姬 母百麻氏 弘仁五年五月八日賜源姓是源氏始也

源氏平系上云 嗟哉源氏後 弘仁

寬平元年十二月廿三日初定七代源氏年爵次序 弘仁 兼和 天安 貞觀 元慶 仁和 寬平 是

弘仁源氏隔二年預爵權大納言兼行右近衛大將民部卿中

宮大夫菅原朝臣 宣奉勅

天曆六年三月初加延壽寺後

代源氏 大尺外除之

左大臣信 左大臣常 左大臣融 上弘仁 右大臣多

右大臣光 已上 兼和 右大臣能有 天安 左大臣高明 左大臣兼明 延和

以外貞觀 元慶 仁和 寬平 源氏無大臣仍入之

日本後記曰弘仁五年五月甲寅詔曰朕當揖讓慕踐天位德愧睦  
迹化謝覃遠徒歲序屢換男女稍衆未識子道還為人父辱累  
封邑空費府庫朕傷于懷思除親王之号賜朝臣之姓編為同籍  
從<sub>二</sub>夏<sub>一</sub>於云出身之初一叙六位唯前号親王不可更改同母後產  
猶復一例其餘如可用者朕殊裁下吏賢愚異智願育同恩朕非  
忍絕廢體餘分折技業固以天地惟長皇王遍<sub>逆</sub>典豈競康樂於朝  
忘彫弊於万代普告内外令知此意<sub>解</sub>卯之<sub>是</sub>曰云卿奏伏奉令月八  
日詔書備歲序屢換男女稍衆未識子道還為人父辱累封邑空費  
府庫思除親王之号賜朝臣之姓編為同籍從夏於云出身之物一  
叙六位者陛下則誓兼基窮<sub>神</sub>間化然猶密顧啟弊降除王号<sub>思</sub>祿  
育長久斯<sub>撫</sub>計天下未有君等見之矣唯我國家聖緒一統初無五  
運君臣之位自然若定若除親王之号叙庶人之位託封邑之費卑  
枝葉之曹恐後世<sub>有</sub>識謂前時之不穩在言聖擇不敢不奏謹以申



聞不許之

せんぬいの口のもやうにさうはくまらる

は先帝相尙光孝天皇に典侍調りし之代のまほしくあり

光孝字多醜ハハチ嗣子内親王ハハチ為子内親王ハハチ

仁和皇女は例し

いのみまらりて 因尚書 側見ハハチ日

らくさくも、左傳曰帝嫡妃曰皇后帝母曰皇太后宮帝祖母曰太皇太后

以せうまれ昔々のまらる 何れとせうとせうといひあひさといひと

ことふ定事しは兵部つまも友つらのみ見也

友つ不ハハチ死ハハチ舎ハハチ友熱振平木但上古此は木し建丁の死ハハチ推ハハチ幻ハハチ

うけりて 諾ハハチ兼ハハチ説ハハチの 受張し或説けり詰りけり心し

ことぬく 是は世ハハチ之越ハハチ 困雅ハハチそふ函言まは若列心し

ハハチ抄曰うはくまらるははくまらるははくまらるははくまらるははくまらる

源氏より多事ゆやくとてはくまらるははくまらるははくまらる

うりせくと同事也

浩河よりはくまらるははくまらるははくまらるははくまらるははくまらる

たつたひ 昭近

はくまらるははくまらるははくまらるははくまらるははくまらる

共ハハチ万葉ハハチ疏ハハチ史記ハハチ歌ハハチ外人ハハチ白氏文集ハハチ

たつたひとたつたひ 輕ハハチ日本記ハハチ之礼ハハチ新撰万葉ハハチ滑ハハチ免字ハハチ

仔細物語云いそはくまらるははくまらるははくまらるははくまらるははくまらる

ゆかふるは 志気やあつりてはくまらるははくまらるははくまらるははくまらる

くはくまらるははくまらるははくまらるははくまらるははくまらるははくまらる

むらたきとさうは 亭子院中白皇子敦基親王号玉光宮好色ハハチ

無双美人也或名是忠親王ハハチ仁和後始賜源姓号光源中納言源

光ハハチ仁明天皇ハハチ源氏ハハチ延元元年仁徳天皇ハハチ日野末裔ト云物ニ入テ下高明ツ

号西三条

光源氏ト書ク



友重

かやく見れまことさゆりし 中宮彰子 淨堂女 上東門院 十二女 八内

乃より世縁かりしとくやくあつて世の人申し 弟花若  
皇女入内交 昌子内親王 朱雀院の女

十二女とゆらんやとあふ 人生十二と一月とふ 成冠礼の和漢例

礼記曰天子之子十二而冠 尤傳曰成皇十五周一周天道大備故自夏

殷天子皆十二而冠春秋云羊角襄云十二而冠之儀八代記即小昊亦十二

而冠則知天子諸侯幼即位者皆十二而冠矣 小昊顓頊夏殷帝王

周文王魯襄公皆十二而冠 宋書志天子諸侯近十二遠十四五必冠

寛弘七年八月十七日甲午今上親王元服 一条院十二

長保五年二月廿日庚辰元服 元服 宇治宮白十二

井よりあかりしとくさし 真人 居起や 芳乃りりや

春宮元服ありしとくあり き ありとあり

金宸殿 謂くあり 法帳同法涼殿之儿帳之御倚子北立賢聖

聖障子法帳間戸書行子狛犬又法帳外南西母屋庇南格子

常被りし由見建曆光 粧 日本記

少くくのさくくはくく わあ

西の饗 内蔵寮 穀倉院

たりしゆと殿のさくく 法涼殿東庇法涼殿五

之間也少第一母屋為法路次法帳 障子狛犬 帳前 菊水 才三間床子三脚才四

間奥有の厨子 有聖物の厨子 二脚 才 才五間同李沛屏凡之灰櫃以廂板九枚

才立奈海障子南手長足長少面 障子 才法銅代布障子墨繪之間

与上沛房之陰南昆明池障子才儀俄野才等持南切妻之有

才板号見奈板向上戸被 年中行交障子 見建曆御記

才さいさい乃大長のさくく 引入大長加冠人若也

見はくく 繫卧

才冠の蔵人はくく 雄略天皇之世始有大蔵官之号即以素











凡し号始起は時也

ろくろ物うの命ぬ 上の命ぬの女命あつし不致也

あつしあつしあつしあつし 白大褂一領

親王元服加冠祿白大褂天皇御之服也衣一領也一説褂有太

着衣上 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

いなり うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

雅形 日本紀いけあきとつと辭事也いけあきとつと

ひ うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

男 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

男女のり うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

は うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

あ うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

あ うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

ながり うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

小山記曰再拜次左右立次左右居揖後立拜次揖

と兼先立小揖次再拜次置 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

居揖次立再拜次小揖退出 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

後揖有無 依寢也

可 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

在馬寮沛馬蔵人亦持書殿小面也沛音飼以治身蔵人亦乃

被寢也幸儀 親王元服馬を引ふ及若者有格宴し真志

可 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

曾事有法幸卷凡上吉如此の祿馬曾定事也除時客尊志

以下 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

近例也 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり

檢非遠使馬寮亦以下 うらひのうらひをうらひとせしむるはうらひのうらひなり











ちいぬゝかきくちん友の花はのうらうらこのはるのちいぬゝかきくちん

躬恒

文明四年二月上幣以成本の善字但彼本有誤奉事等  
以推量治改也初有不審字亦逐以抄本可令授勅也

桃華野人判



右抄以三條大納言實校御本左一校之也  
左可為抄本之本

天正三年臘月廿四日

左將雅教

右抄本之左一校之本  
左可為抄本之本



